

豊浦町

～豊浦町健康づくりポイント事業～

◆基本情報

位置：胆振管内 人口：4,227人 面積：233.57 km² 高齢化率：34.4%
担当部署：総合保健福祉施設保健センター

※人口及び高齢化率は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口。面積は、平成27年10月1日現在国土地理院公表値。

◆ポイント事業の概要

事業名：豊浦町健康づくりポイント事業
開始年度：平成24年度
予算額（平成28年度）：370千円
事業対象者：18歳以上の町民
ポイント対象事業：特定健康診査、がん検診、
健康教室、料理教室、体育事業、教育事業、
献血、ボランティア事業等
ポイント付与方法：磁気カードの付与・ポイントの発行
特典内容：地元商店街で使用できる商品券
特典交付方法：指定場所での交換

◆実施効果

特定健診受診率：平成23年度 36.5% → 平成27年度 45.5%
がん検診受診率：平成23年度 11.4% → 平成27年度 12.2%
※事業対象がん検診6種類の平均値

◆事業の工夫

- ・商工会との連携により、地元商店街で使用できる商品券に還元することで、地域振興に寄与している。
- ・町民参加のスポーツ大会やイベントなどが豊富で、健康づくりを楽しみながらポイントを貯めていける仕組みとしている。

◆事業の課題

- ・カード配布者の情報登録や健診等でのカード及びポイントを発行するための人員確保が必要。
- ・効率的な業務分担と機器を誰にでも使用できる環境づくりが必要。
- ・効果的な実施方法の確立（事業目的の再検討が必要）

○豊浦町健康づくりポイント事業実施要綱

平成24年5月9日

訓令第7号

改正 平成26年8月18日訓令第30号

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進事業等の利用者にポイントを付与することにより、町民の健康意識及び事業の利用率が向上し、健康の保持及び増進が図られ、まちの活性化、医療費の抑制につなげることを目的とする。

(対象事業及び付与ポイント)

第2条 対象事業は、次の各号に掲げる事業のうち前条に定める目的に相当するもので、別に定める「健康づくりポイント事業一覧表」(以下「一覧表」という。)に掲載する事業とする。

- (1) 町が実施する保健事業
- (2) 町教育委員会が実施する社会体育事業及び社会教育事業
- (3) その他町長が必要と認めた事業

2 付与ポイントは、各種事業1回の利用につき10ポイント、20ポイント又は40ポイントとし、一覧表に掲載するポイントとする。

3 ポイントの付与期限は、有効期限の1箇月前までとする。

(平26訓令30・一部改正)

(有効期限)

第3条 ポイントカードの有効期限は、平成28年4月30日までとし、その後は2年間ごとに更新することとする。

(平26訓令30・一部改正)

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、豊浦町に住所を有し、事業利用時に18歳以上の者とする。

(ポイントの利用等)

第5条 ポイントの利用を希望する者は、ポイントカードの交付を受け、第2条に規定する事業を利用した時は、ポイントカードにポイントの交付を受けることとする。

2 ポイントカード及びポイントは、対象者以外の者への譲渡はできないものとする。

3 累積されたポイントは、有効期限を過ぎた場合はすべて無効となる。

(平26訓令30・一部改正)

(ポイントの抹消及び利用却下)

第6条 町長は、次の各号に該当する場合は、ポイントの抹消及び利用を却下することができる。

- (1) 申出者が第3条に該当しない場合
 - (2) 虚偽の申出をした者
 - (3) ポイントカードを不正に利用した者
- (ポイントカードの交換)

第7条 ポイントカードの交付を受け、累積されたポイントが100ポイントに達した場合は、次のように還元するものとする。

- (1) 豊浦町商店街協同組合が発行する商品券(500円)との交換又は加盟店での買物(500円)に利用。ただし、500円未満の買物の場合、おつりは出ないものとする。
- (2) とうや湖農業協同組合Aコープ豊浦店での買物(500円)に利用。ただし、500円未満の買物の場合、おつりは出ないものとする。

(平26訓令30・一部改正)

(ポイントカードの精算)

第8条 ポイントカード1枚当たりの精算額は500円とする。

2 前条に規定するポイントカード利用施設は、1か月分の利用済カードを取りまとめ、町長が指定する日までに請求するものとする。

(台帳の作成)

第9条 町長は、利用者状況を明確にするため、台帳を作成し記録しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年8月18日訓令第30号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。



豊浦町健康づくりポイントを貯めて 豊浦町内で買い物を楽しもう！

平成24年度より2年ごとの区切りで実施している「豊浦町健康づくりポイントカード事業」の更新の年です。 利用の仕方は下記のとおりです！

①健康づくりに取り組もう！

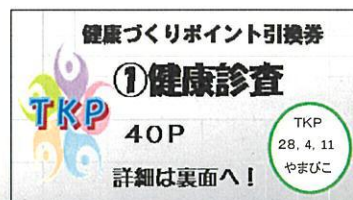


各種健康診断・スポーツ大会事業に参加！ このマークがついている事業が対象事業

②ポイントを貯めよう！

事業参加後に、ポイントもらいます。

カードを忘れた場合は
引換券をお渡しします。



③100ポイント貯めてお買い物をしよう！

「満点」と表示されたポイントカードを持って、

- ① 豊浦町商工会加盟店で500円分の買物をすることができます。
(買い物ができるお店かどうかわからない場合は、店頭でお聞きください)
- ② Aコープ豊浦店で500円分の買物をすることができます。
- ③ 豊浦町商工会で豊浦町商店街協同組合商品券500円分と交換することができます。



参加方法 ①各種事業の参加時に希望する方へカードを配布します。
②既に参加されている方は、各種事業の参加時に現在お持ちの
ポイントカードを提示してください。



事業期間 平成30年4月30日まで。
(ポイント付与は平成30年3月31日まで)



お問合せ やまびこ 83-2408 生涯学習課社会教育係 83-2239
社会福祉協議会 83-2662

裏面に対象事業を記載しています。

豊浦町健康づくりポイント事業 対象事業のご紹介

実施担当		対象事業	ポイント	
やまびこ TEL83-2408	検診	健康診査	40	
		胃がん検診	20	
		子宮がん検診	20	
		HPV検査	10	
		乳がん検診	20	
		大腸がん検診	20	
		結核・肺がん検診	20	
		前立腺がん検診	20	
		肝炎検査	20	
		MRI検診	20	
		エキノコックス検査	20	
		骨粗しょう症検診	20	
		フッ素塗布	20	
		教室等	健康づくり教室	10
	はつらつ教室		10	
	高齢男性料理教室		10	
	成年男性料理教室		20	
	親子料理教室		10	
	健康づくりの集い		10	
	健康まつり		10	
生涯学習課 (社会教育係) TEL83-2239	社会体育事業	ミニバレーボール大会	20	
		生涯スポーツ大会(MKTバレー)	20	
		礼文華山道探索隊	10	
		移動ゲームスポーツ教室	20	
		社会体育イベント	10	
	社会教育事業	とようら大学	10	
		公民館講座	10	
		ボランティアセンター	ふれあいスポーツ大会、ふれあい広場 いきいきサロン(本町、大岸、礼文) ボランティア	10
		社会福祉協議会 TEL83-2662		

※健康に関する事業のボランティアを対象としています。

※事業の実施時期や内容については、各担当にご確認ください。